

(三重県子ども・少子化対策計画 (仮称) 附属資料 1)

三重県子ども・子育て支援事業支援計画

中間案 (案)

目 次

1	趣旨	4
2	区域の設定	5
	（1）区域設定にあたって	
	（2）県設定区域	
3	教育・保育の量の見込み、確保方策	7
	（1）量の見込みの設定にあたって	
	（2）確保方策の設定にあたって	
	（3）教育・保育の量の見込み、確保方策	
	（4）認可、認定に係る需給調整の考え方	
4	教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	11
	（1）認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方	
	（2）県が行う必要な支援	
	（3）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策	
	（4）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
	（5）認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との連携方策	
5	地域子ども・子育て支援事業の推進	14
	（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
	（2）県による重点的な取組	
6	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	19
	（1）人材確保	
	（2）資質の向上、専門性の確保	
7	教育・保育情報の公表	22
	（1）公表の方法	
	（2）公表の内容	
	（3）情報の公表時期および更新頻度	

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
(1) 児童虐待防止対策の充実	
(2) 社会的養護体制の充実	
(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	
(4) 障がい児施策の充実等	
9 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
10 計画を推進するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4

本日の資料では添付を省略しています。

- 別紙 1 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策
- 別紙 2 認定こども園の目標設置数、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するために定める「県計画で定める数」
- 別紙 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（市町単位）

1 趣旨

国は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（ ）」に基づき、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしています。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していきます。

子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法および
認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圈域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

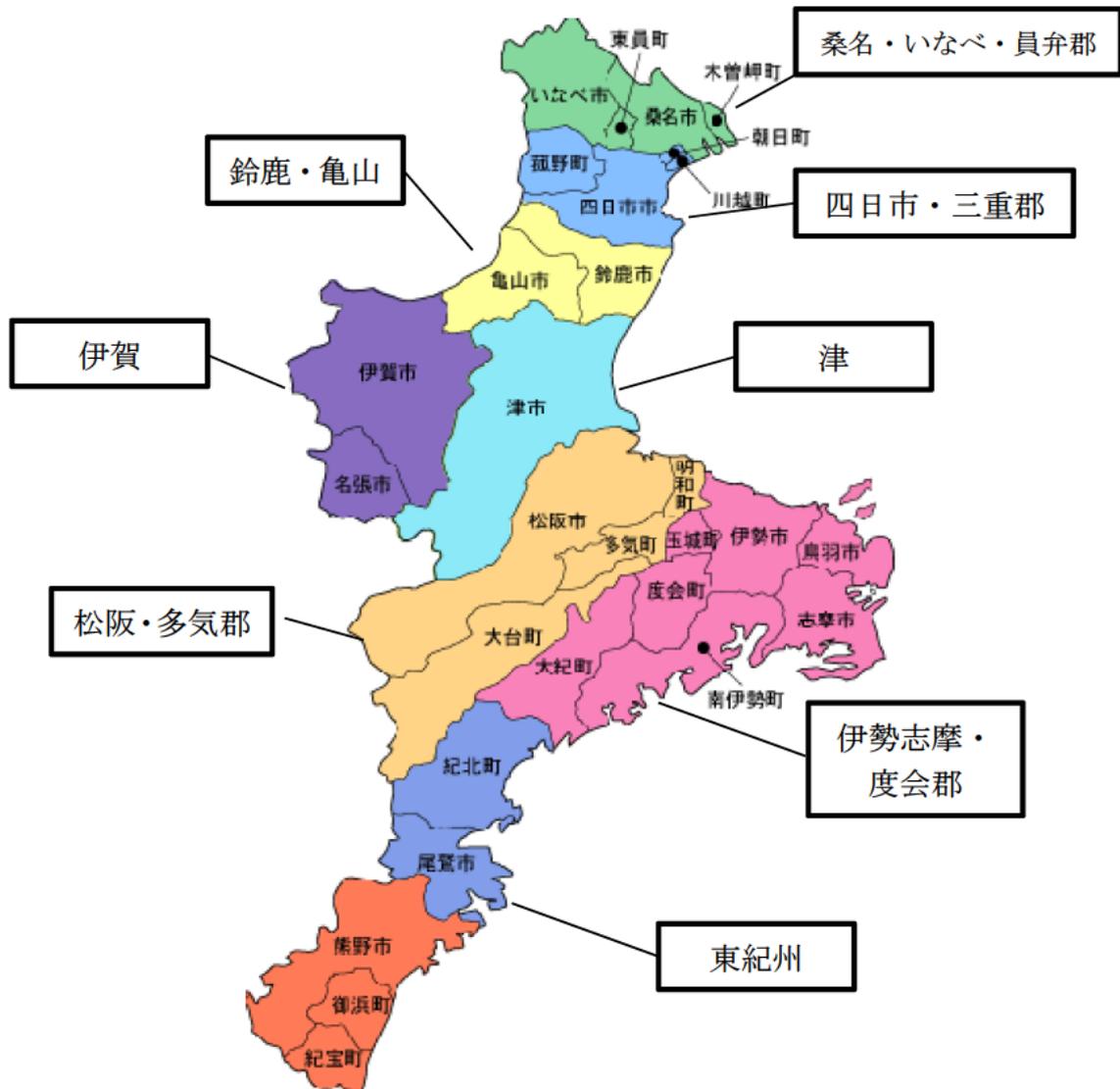
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(2) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が平成29年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした「待機児童解消加速化プラン」をふまえて、確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙1のとおりです。

<参考> ○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象として小規模保育事業（1）、家庭的保育事業（2）、居宅訪問型事業（3）、事業所内保育事業（4）を行う事業 1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。

教育・保育の量の見込み、確保方策（暫定値）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	1号認定	17,457	17,174	16,777	16,510	16,336		
	2号認定	教育ニーズ	3,590	3,540	3,474	3,432	3,402	
		保育ニーズ	23,196	22,752	22,330	21,992	21,796	
		小計	26,786	26,292	25,804	25,424	25,198	
	3号認定	0歳	2,908	2,887	2,863	2,831	2,798	
		1・2歳	12,160	12,110	11,991	11,856	11,730	
		小計	15,068	14,997	14,854	14,687	14,528	
	確保の内容	特定教育・ 保育施設	1号認定	14,725	14,810	14,817	14,782	14,844
			2号認定	27,308	27,259	27,262	27,214	27,163
3号認定			0歳	2,892	2,984	3,094	3,101	3,112
			1・2歳	12,729	12,871	12,968	13,001	13,018
			小計	15,621	15,855	16,062	16,102	16,130
合計		57,654	57,924	58,141	58,098	58,137		
特定地域型 保育事業		1号認定						
		2号認定						
		3号認定	0歳	52	61	54	57	63
			1・2歳	127	142	154	157	163
小計			179	203	208	214	226	
確認を 受けない 幼稚園		1号認定	13,396	13,352	13,352	13,352	13,352	
		2号認定						
		3号認定	0歳					
			1・2歳					
認可外 保育施設	1号認定							
	2号認定	0	0	0	0	0		
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
		1・2歳	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0		
認定区分別	1号認定・合計	28,121	28,162	28,169	28,134	28,196		
	2号認定・合計	27,308	27,259	27,262	27,214	27,163		
	3号認定 ・ 合計	0歳	2,944	3,045	3,148	3,158	3,175	
		1・2歳	12,856	13,013	13,122	13,158	13,181	
		小計	15,800	16,058	16,270	16,316	16,356	
確保の内容 - 量の見込み (-)	1号	10,664	10,988	11,392	11,624	11,860		
	2号	522	967	1,458	1,790	1,965		
	3号	0歳	36	158	285	327	377	
		1・2歳	696	903	1,131	1,302	1,451	
		小計	732	1,061	1,416	1,629	1,828	

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、当面、実際上の過不足は生じないと想定される。

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） 特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども （教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園） 特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園 主に幼稚園を利用
2号認定の子ども （保育ニーズ）	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） 認可外保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） 特定地域型保育事業、認可外保育施設

（４）認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区別に県設定区域における特定教育・保育施設等（ ）の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない認定こども園および保育所の認可、認定申請があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

・需要(量の見込み) > 供給(確保の内容) 原則、認可・認定

・需要(量の見込み) < 供給(確保の内容) 原則、認可・認定を行わない

確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

需要(量の見込み)、供給(確保の内容)は認定区別に確認します。

ウ 幼稚園・保育所から認定こども園への移行の認可、認定の申請があった場合の調整

県設定区域における特定教育・保育施設等の確保の内容（供給）（ ）が、県設定区域における特定教育・保育施設等の当該年度の量の見込み（需要）（ ）に県計画で定める数を加えた数（4 - (1) - ア - (ウ)に記載）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る認定こども園の設置によって超えることになるときは、原則として認可、認定は行いません。

・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 > 供給(確保の内容) 原則、認可・認定

・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 < 供給(確保の内容) 原則、認可・認定を行わない

需要（量の見込み）、供給（確保の内容）を確認する認定区分

- ・幼稚園からの移行：2号認定の子ども、3号認定の子ども
- ・保育所からの移行：1号認定の子ども

県計画で定める数

幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等をふまえて設定します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数および設置時期など

(ア) 市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園の認定こども園への移行希望等を取りまとめた結果、県全域では、今後5年間で18園の設置が見込まれています。

(イ) また、認定こども園の潜在的な利用ニーズとして、幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等(2号認定に相当)を考慮する必要があります。こうした家庭のなかには、居住地の近くに認定こども園がないため、やむを得ず1号認定を受けて幼稚園を利用する場合や、2号認定を受けて保育所を利用する場合があります。

このうち、(ア)に反映されていない認定こども園の潜在的利用ニーズ(量の見込み)は、今後5年間で 人が見込まれています。

認定こども園目標設置数(詳細は別紙2のとおり)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	計
市町設置予定 および私立幼 稚園移行希望	3	7	6	2	0	18

参考 平成26年4月1日現在の認定こども園設置数：5施設

(ウ) 幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するために定める「県計画で定める数」

幼稚園から幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園への移行の認可、認定申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園への認可、認定申請があった場合における「県計画で定める数」は別紙2のとおりです。

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 情報提供、相談対応等

県では平成26年4月から認定こども園に関する総合窓口を設置し、認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付(利用児童の認定区分に応じた給付)に

より、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、法的にも学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、可能であるならば認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）がいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

(2) 県が行う必要な支援

今後、認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加できるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体等の他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を検討するよう働きかけ、合同研修の機会を確保していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援() 代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を卒園した後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会(合同保育、園庭開放等)の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

(5) 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話の聞けずに授業が成立しないといった問題(小1プロブレム)が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校や特別支援学校がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、**地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」**において、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各施設間で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校との情報交換などが行われていますが、幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続に関する基本的な考え方について、市町の教育委員会および福祉部局等と情報共有を図ることにより、幼児期から児童期への教育・保育のつながりを一層強化する取組を推進していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、平成 31 年度末までに、量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町が事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙 3 のとおりです。

<参考> ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に保育所等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等で、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域での育児の相互援助活動を推進し、病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（暫定値）

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		/	7,642	7,534	7,448	7,321	7,260	人
	確保の内容	実人数	6,122	7,498	7,389	7,358	7,335	7,325	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み		/	12,505	12,578	12,630	12,696	12,713	人
	確保の内容	登録児童数	10,420	13,299	13,638	13,842	14,016	14,072	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		/	920	911	904	897	894	人日
	確保の内容(延べ人数)		685	1,237	1,232	1,230	1,227	1,227	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み		/	74,420	74,118	73,758	73,423	73,117	人回/月
	確保の内容		179	179	180	184	185	189	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の 見込み	1号認定による利用	/	89,982	89,098	84,176	81,476	77,895	人日
		2号認定による利用	/	397,186	390,436	381,970	376,622	372,029	
	確保の内容	延べ人数	319,771	421,658	444,257	448,616	457,841	464,750	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		/	130,893	128,800	126,558	124,593	123,047	人日
	確保 の内容	一時預かり 事業 延べ人数	29,465	65,400	73,764	82,917	91,032	97,105	
		ファミリー・サポート・センター 事業(病児・緊急対応を除く)	7,997	14,403	19,595	14,753	14,917	15,105	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・サポ ート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		/	17,697	17,434	17,133	16,879	16,686	人日
	確保 の内容	病児保育事業 延べ人数	6,568	10,425	11,974	14,105	15,085	16,356	
		ファミリー・サポート・センター 事業(病児・緊急対応)	493	509	514	534	538	558	人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		/	20,914	20,950	20,979	21,092	20,926	人日
	確保の内容		14,228	18,553	19,172	19,821	20,538	21,161	
利用者支援事業	量の見込み		/	40	42	42	42	42	か所
	確保の内容		0	31	40	40	41	41	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) 訪問対象となる家庭の実数		14,388	14,505	14,349	14,201	14,017	13,828	件
	事業実施予定		29	29	29	29	29	29	市町
養育支援訪問事業	量の 見込み	訪問家庭数 訪問対象となる家庭の 実数	1,837	1,832	1,826	1,832	1,853	1,850	件
		訪問延べ件数	3,443	4,097	4,161	4,222	4,260	4,279	
	事業実施予定		21	24	24	24	24	25	市町
妊婦に対する健康診査	量の 見込み	人数	15,424	15,383	15,166	14,963	14,748	14,511	人

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育に取り組む地域は、平成26年度上半期で20市町(病児・病後児保育:18市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業:10市町(重複する市町あり))となっており、**病児・病後児保育のニーズに応じて、対応する市町を拡大していく**必要があります。

こうしたことから、市町が実施する病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費、広域利用に向けた取組を補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

県内の放課後児童クラブの設置数は、平成26年5月1日現在、309箇所と年を追うごとに増加しており、全小学校区数(375校区)に占める割合は82.4%となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴い、放課後児童クラブの分割など、クラブ室の新たな整備が必要になっています。児童数の少ない小学校区では、放課後児童クラブが開設されていないところも多く、**また、開設されていても小規模であるため国庫補助が受けられず財政的に運営が厳しいところもあることから、複数のクラブの統合を促すとともに、運営に要する経費を支援していく**必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受け入れを行う必要があります。

さらに、国は、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン(1)」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室(2)の一体的な又は連携した実施を一層進めるとしており、今後は、可能な限り、放課後子ども教室と一体的に又は連携して運営していくことが求められています。

こうしたことから、市町、事業者が実施する放課後児童クラブ室の整備、国庫補助が受けられない小規模な放課後児童クラブの運営経費、市町、事業者が実施する一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備を補助することを検討していきます。

1: 放課後子ども総合プラン

共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備を進めようとするものです。

2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所づくりの確保や多様な学習・体験プログラムの提供を目的に設置しており、県内の平成 26 年 3 月 31 日現在の設置数は 63 箇所(20 市町)となっています。

(イ)「放課後子ども総合プラン」の推進

今後、市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

平成 27 年度に設置する総合教育会議を活用し、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討していきます。

具体的には、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用のほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室に従事する者、参画する者の間で円滑な情報交換・情報共有ができる場を提供するといった連携方策などを検討していきます。

b 研修計画

放課後児童クラブや放課後子ども教室に従事する者、参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修(仮称)(1)や子育て支援員(仮称)養成研修(2)の実施について検討します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、市町と連携して、両事業に従事する者、参画する者と小学校の教職員等との間で情報交換・情報共有ができる場の提供を検討していきます。

1：放課後児童支援員資格認定研修(仮称)

県が実施する放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修

2：子育て支援員(仮称)養成研修

育児経験豊かな主婦等を主な対象として、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等に従事するために必要な知識等を習得するための研修

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が 14 回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

赤ちゃんが生まれた後、生後 4 か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、

保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

しかし、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施は、平成26年10月末現在、24市町にとどまっています。

県では2つの事業をすべての市町が実施し、市町の母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう働きかけていきます。

また、市町の取組の推進のため、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、事業の質の向上を図ります。

6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

県内の保育所では平成 26 年 4 月 1 日現在、0～2 歳の低年齢児を中心に 48 人の待機児童が発生しています。低年齢児は配置基準上、3 歳以上児に比べて多くの保育士が必要であり、保護者の職場復帰により年度途中での入所希望が増える傾向にあることから、円滑に児童を受け入れていくには年度当初から保育士を確保しておく必要があります。

また、県内の放課後児童クラブの利用児童数は、平成 26 年 5 月 1 日現在、11,189 人と年を追うごとに増加しています。こうした利用ニーズの増加に伴い、従事する者を確保していく必要があります。

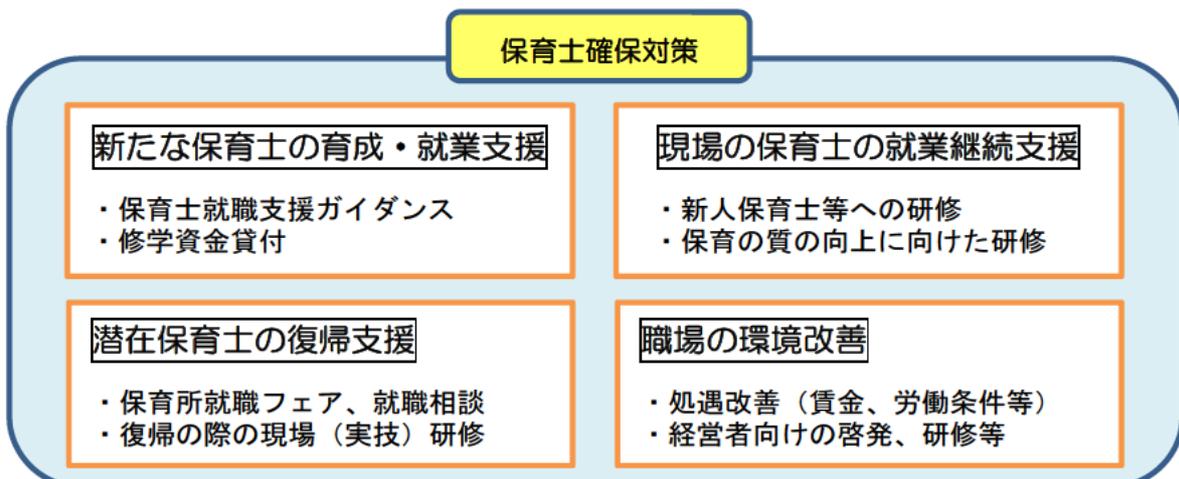
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

平成 25 年度から設置している保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰、保育士の処遇改善など労働環境の改善に向けた取組を支援していきます。

また、保育士修学資金貸付制度を創設し、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援することにより、新たに保育士となる者を育成し、保育士確保につなげていけるよう検討していきます。



また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、平成 27 年度からの 5 年間で、片方の免許、資格のみを持っている者が、

両方の免許、資格を併せ持つことを促進するよう特例措置を講じることとしており、市町等と連携して対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27年度以降、順次、放課後児童支援員資格認定研修（仮称）を実施することを検討し、資格を持つ者の確保を進めていきます。

また子育て支援員（仮称）養成研修を実施することを検討し、補助員や放課後子ども教室との連携、障がい児の受入れに対応できる人材の確保も進めていきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があり、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組めます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育士、幼稚園教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を強化するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を補助することにより支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

< 保育士・幼稚園教諭等の必要見込み数 >

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育士					
幼稚園教諭					
保育教諭					
保育従事者					
家庭的保育者					
家庭的保育補助者					

保育教諭：幼保連携型認定こども園に従事し、幼稚園免許と保育士資格の両方を持つ者

保育従事者：小規模保育事業（B型）における保育従事者

家庭的保育者：家庭的保育事業における家庭的保育者

家庭的保育補助者：家庭的保育事業における家庭的保育補助者

7 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

県ホームページ等により公表します。

(2) 公表の内容

ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一(1)に掲げる項目

イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二(2)に掲げる項目

1：子ども・子育て支援法施行規則別表第一

1 施設等を運営する法人について
(1) 法人の名称、所在地および連絡先 (2) 法人の代表者の氏名および役職 (3) 法人の設立年月日
2 施設等に関することについて
(1) 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類 (2) 施設等の名称、所在地および連絡先 (3) 施設等の管理者の氏名および役職
3 施設等の従業者について
(1) 職種別の従業者の数 (2) 従業者の業務に従事した経験年数 (3) 従業者の勤務形態および労働時間数
4 教育・保育の内容について
(1) 施設等の開所時間、利用定員および学級数 (2) 施設等の利用手続きおよび選考基準 (3) 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
5 利用するにあたっての利用料等について

2：子ども・子育て支援法施行規則別表第二

1 教育・保育の内容について
(1) 利用者に対する説明および同意の取得の状況 (2) 利用者が負担する利用料に関する説明の実施 (3) 相談や苦情対応のための状況

2 施設等の運営状況について

- | |
|----------------------------|
| (1) 安全管理および衛生管理のために講じている措置 |
| (2) 情報の管理、個人情報保護 |
| (3) 教育・保育の提供内容の改善状況 |

(3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育に関する情報の公表内容等を定める要綱(仮称)」に定めます。

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上にむけては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

平成 21 年度以降、児童相談所が対応する虐待相談件数は毎年最多を更新しており、平成 24 年度からは 1,000 件を超えて推移しています。

イ 児童相談体制の強化

- ・ 平成 25 年度に児童虐待対応にかかる組織体制を充実して取り組んでいます。
- ・ 児童相談所職員の資質向上に向けて研修体系を確立し、役職、職種、経験年数に応じた研修を実施しています。
- ・ 虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。
- ・ さらに、初期対応後、それぞれの家庭の個別ニーズに対応し、支援方法を検討するためのニーズアセスメントツールについて、現在、研究・開発に取り組んでおり、これを活用して虐待の再発防止、家庭の再統合につなげるためのきめ細かい対応を行う必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 児童相談所職員の研修体系に基づき、さらにその時々課題を見極めた、有効な研修を実施し、人材育成、資質向上を進めます。
- ・ アセスメントツールを活用した的確な対応がすべての児童相談所で定着するよう、取組精度の向上を図ります。

市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・ 市町の児童相談体制の充実等を目的に市町、児童相談所、児童相談センターの三者で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センター等によるフォローアップによる支

援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。

- ・ 市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町のニーズをとらえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。
- ・ 市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・ 保育所、幼稚園、学校その他多くの子どもが利用する施設は、通所・通学の状況などから、子どもや家庭の様子を把握し、虐待の兆候などの早期発見・通告に努める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の人材育成を支援する研修の実施については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・ 保育所、幼稚園、学校等関係機関を対象に、児童虐待防止意識の向上を図るための研修等に取り組む市町を支援します。

妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。
- ・ また、児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・ 一方、妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・ また、ハイリスクアプローチに重点がおかれており、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・ 子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

ア 妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の提供するサービスが、利用者に継続的かつワンストップで提供される仕組みづくりに取り組んでいきます。

- ・ 母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成。
- ・ 妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進。
- ・ 市町への母子保健事業報告等の資料提供および事業推進にかかる相談・支援。

イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位の設置をめざします。

児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

現状と課題

ア 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の設置

- ・ 児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会を「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」と位置づけ、検証にあたります。
- ・ 事例の詳細を振り返り、その背景や特性をふまえた検証を行い、事例から学ぶべきこと、再発防止にむけた提言等がなされることとなります。

イ 過去の検証事例

- ・ 県内でこれまでに検証が実施された事例は、平成 22 年に発生した鈴鹿市における重篤事例、平成 24 年に桑名市と四日市市で発生した 2 件の乳児死亡事例の計 3 件となっています。さまざまな角度で検証、分析を行い、再発防止にむけた提言がなされています。
- ・ 本県ではこれまで、この 3 件の検証をふまえた児童虐待対応の取組を進めています。

計画期間における取組内容

- ・ 検証に基づく児童虐待対応施策を今後も引き続き、着実に実施します。

(2) 社会的養護体制の充実

社会的養護体制については、平成 27 年度から平成 41 年度を計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」により充実を図っていきます。

計画期間を 3 期（前期・中期・後期）に区分して、目標設定したうえで、計画期間を通じて、乳児院・児童養護施設の小規模グループケア化、地域分散化や家庭養護を推進していきます。

家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

現状と課題

- ・ 里親等委託率は、平成 26 年 3 月現在で、16.6%となっています。
- ・ 県内では 67 世帯の里親に 85 人の児童が委託され、3 カ所のファミリーホームに 5 人の児童が委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・ 平成 26 年度には、12 人の里親支援専門相談員が乳児院（3 施設） 児童養護施設（9 施設）に配置されています。
- ・ 里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親の新規開拓や里親支援のより一層の充実が求められます。

計画期間における取組内容

- ・ 家庭的な生活環境の中で、より多くの児童が養育されるよう、新規里親の開拓を行うとともに、里親・里子に対する支援の充実を図ります。
- ・ 家庭養護の中心となる養育里親や専門里親の登録数の増加を図り、児童の委託先としての選択肢を増やすとともに、研修の充実によって里親の養育の質の向上を図りつつ、里親委託を推進します。
- ・ 家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置促進を図ります。

イ 施設の小規模化および地域分散化の推進

現状と課題

- ・ 平成 26 年 3 月現在、乳児院に 31 人、児童養護施設に 379 人、グループホームに 42 人（分園型小規模グループケア 14 人、地域小規模児童養護施設 28 人）の児童が入所しています。このうち、児童養護施設の本体施設において、137 人の児童が小規模グループケアを受けています。
- ・ 平成 25 年度に乳児院、児童養護施設が策定した家庭的養護推進計画においては、定員 45 人以上の施設の小規模化や、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置が予定されており、そうした整備を計画的に促進していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 乳児院や児童養護施設において、「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」に基づき、本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の設置等による地域分散化を計画的に進めます。
- ・ 施設養護においても、家庭的な環境できめ細かなケアが行われるよう、生活環境の改善、子どもの処遇向上を図ります。

専門的ケアの充実および人材の確保・育成

現状と課題

- ・ 虐待を受けた子ども等社会的養護を必要とする子どもたちは、適切な愛着関係に基づき、安定した人格形成や精神的成長等が図れるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

- ・ 乳児院や児童養護施設には発達障がいや知的障がい等のある子どもがいることから、より専門性の高いケアが必要であり、処遇の質の向上を図る必要があります。
- ・ 家庭復帰に向けて、健康な親子関係を形づくる等家庭環境の支援力も必要であり、そのための人材育成が求められています。
- ・ 他方、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、情緒障害児短期治療施設等における心理療法等の支援が必要であり、非行の子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が必要です。さらに、母子生活支援施設については、DVや貧困、母親の精神疾患、子どもの発達障がい等入所者が抱える課題が多岐にわたることから、こうした課題に対応する幅広い専門的な支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等においては、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の配置を推進する等専門ケアの体制を整備し、配置の主旨に則った適切な専門性の向上と発揮を図るとともに、県においては、基幹的職員研修や専門研修の実施等により施設職員の支援技術の向上を支援します。

自立支援の充実

現状と課題

- ・ 児童養護施設を退所しても、基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等にかかる生活技術の知識や経験不足から、自立生活に必要なとされる力が身についていないような状況があります。
- ・ そのため、要保護児童が、可能な限り社会生活へのスタートが公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。
- ・ 県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補ってもらうため、施設に入所する小学生に対し学習支援員を派遣する事業を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設においては、より家庭的なケアを推し進めることで、児童の自立する力を向上させていくとともに、生活が不安定な子どもなどに20歳までの措置延長を活用し、社会的自立を支援するとともに、県内2つの自立援助ホームにおいて生活指導や職業指導等、児童養護施設を退所した児童の社会的自立を支援します。
- ・ 児童養護施設を退所する児童が就職する際の身元保証や未成年後見人の選定を支援します。
- ・ 引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を行います。

家族支援および地域支援の充実

現状と課題

- ・ 児童虐待の防止、家庭環境の調整等家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による地域の子育て家庭への支援等、家族支援や地域支援の充実がより重要となっています。
- ・ 地域における子育て支援の充実を図るため、各児童相談所管内で、児童養護施設等に併設される児童家庭支援センターの設置を進める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等における家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置や児童家庭支援センターの設置促進と積極的活用により、地域の子育て相談の充実、里親・里子支援等の充実を図り、施設のソーシャルワーク機能を強化します。
- ・ 母子が一緒に生活しつつ、母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設について、福祉事務所、女性相談所、児童相談所等の関係機関との連携により、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 平成 13 年度に作成した子どもの権利ノートについては、平成 20 年度に改訂版を作成し、児童養護施設入所児童に対し配布し、説明しています。
- ・ 平成 19 年度から児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラムである「子どもへの虐待防止（CAP）プログラム」を、CAP みえに委託して実施しています。
- ・ ケアの質の向上を進めるため、各施設の特徴を生かした施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、平成 24 年度から 3 年に 1 度の実施が義務化された第三者評価の受審と、その評価をふまえた改善を求めているところです。
- ・ 子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童虐待等の虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。また、被措置児童等虐待に関する通告や届け出の受付、通告等があった場合には、的確に対応できる体制を取っています。

計画期間における取組内容

- ・ 子どもの権利ノートのより適切な活用の見直しと要保護児童への説明を行い、児童の権利擁護を推進します。
- ・ 児童養護施設等社会的養護を担う施設における第三者評価受審および自己評価を促進します。

- ・ 被措置児童等虐待については、迅速な対応を行います。

(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

第3期ひとり親家庭等自立促進計画(附属資料2)に記載しています。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、草の実りハビリテーションセンターや小児心療センターあすなる学園において、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

体制の整備

- ・ 障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。
- ・ 自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を活かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

発達支援・療育の充実

- ・ 障がいのある子どもや発達に課題のある子ども等に対して、子どもが育つ身近な地域で、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れなく行われるよう取り組む必要があります。
- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、重症心身障害児通園事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、小児科医師等の専門人材の不足が課題となっています。

- ・ 県立小児心療センターあすなろ学園では、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神および行動に疾病・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回相談等の地域支援を行っています。発達障がい児に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
- ・ 市町において発達障がい児等への適切な早期支援を行ってもらうため、総合的な相談支援体制の推進を働きかけています。そのため、総合相談窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等を行っています。
- ・ 児童相談センターでは、難聴児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

特別支援教育等の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する幼児、児童、生徒数が年々増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。特別支援学校では、自立と社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな教育を行っています。今後も学習環境や教育課程のさらなる充実とともに、教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・ 小中学校、高等学校等の教員が、障がいのある児童、生徒等の指導・支援や発達障がい等の理解を深める必要があり、特別支援学校のセンター的機能による支援が求められています。
- ・ 幼稚園・保育所や小中学校等では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。また、支援情報を途切れなく引き継ぎ、一貫した支援を進めることが求められます。

計画期間における取組内容

支援のための体制整備等

- ・ 障がい児が、支援機関が変わってもライフステージに応じた一貫した支援が受けられるような仕組み仕組みづくりを行います。
- ・ 福祉型障害児入所施設における入所者の地域移行を進めるための体制づくりを進めます。
- ・ 行動障がいや発達障がいのある人が地域で生活していくため、地域における相談支援体制づくり、支援していくため人材育成など地域における受入体制づくりを進めます。

発達支援・療育の充実

- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称。以下「新センター」という。）」として一体的に

整備し、かつ、特別支援学校を併設することにより、発達に課題のある子どもに対して、専門性の高い良質な医療、福祉、教育が連携したサービスを提供します。

- ・ 新センターにおいて、専門性の高い職員の人材育成に取り組むとともに、市町からの職員等の長期研修受入れや、その専門性を活用した地域への巡回指導等の地域支援を実施します。
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援のため、身近な地域で、成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう、市町の総合相談窓口体制の推進を働きかけるとともに、保育所等において支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)」と個別の指導計画」が導入されるよう普及、指導を行います。

特別支援教育等の充実

- ・ 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育にもとづいた教育課程の見直しを進め、一人ひとりの自立と社会参加に向け、障がいの状況や特性に応じた指導を充実させます。また、教員の専門性向上を図るため、研修会等を実施するとともに、大学等と連携し、認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上に取り組みます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能では、地域の小中学校、高等学校等における研修会の開催に加え授業研究等の成果を発信することで、特別支援教育に対する理解を深めます。また、特別支援学校の教員は、発達障がいを含む複数の障がい種に対応する専門性の向上を図ります。
- ・ 幼稚園・保育所や小中学校等における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用について、特別支援学校のセンター的機能を活用することで充実を図ります。また、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備に向けて、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して体制の整備を進めます。

9 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「三重県子ども・少子化対策計画」の第4章「重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援」「重点的な取組10 企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援」に記載しています。

10 計画を推進するために

(1) 進捗管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、法の施行後、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

広域利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

県への協議は、広域利用の協議対象市町（村）と十分調整し、市町（村）間で協議が整ったうえで行うこととします。

(三重県子ども・少子化対策計画(仮称) 附属資料2)

第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画
中間案(案)

目次

1	三重県ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨	3
2	三重県のひとり親家庭の状況	3
3	第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	5
4	三重県ひとり親家庭等実態調査の実施	8
5	課題	9
	(1) 安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題	9
	(2) 子育てと生活のための支援に関する課題	10
	(3) 経済的な安定のための支援に関する課題	11
	(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実にに関する課題	12
6	基本理念と6つの取組の柱	15
7	計画の評価及び見直し	20

別添 三重県ひとり親家庭等実態調査結果

1 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

ひとり親家庭は、定期的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立などの様々な課題を抱えており、総合的な支援が必要となっています。三重県では、平成17年度から「**三重県ひとり親家庭等自立促進計画**」を策定して、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

平成26年度に、現在の計画である「**第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画**」が最終年度を迎えることから、ひとり親家庭の現状、さらには平成26年10月に改正された「**母子及び寡婦福祉法**」による父子家庭に対する支援の拡充や平成26年8月に策定された「**子供の貧困対策に関する大綱**」の内容を踏まえ、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「**第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画**」を策定しました。

「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

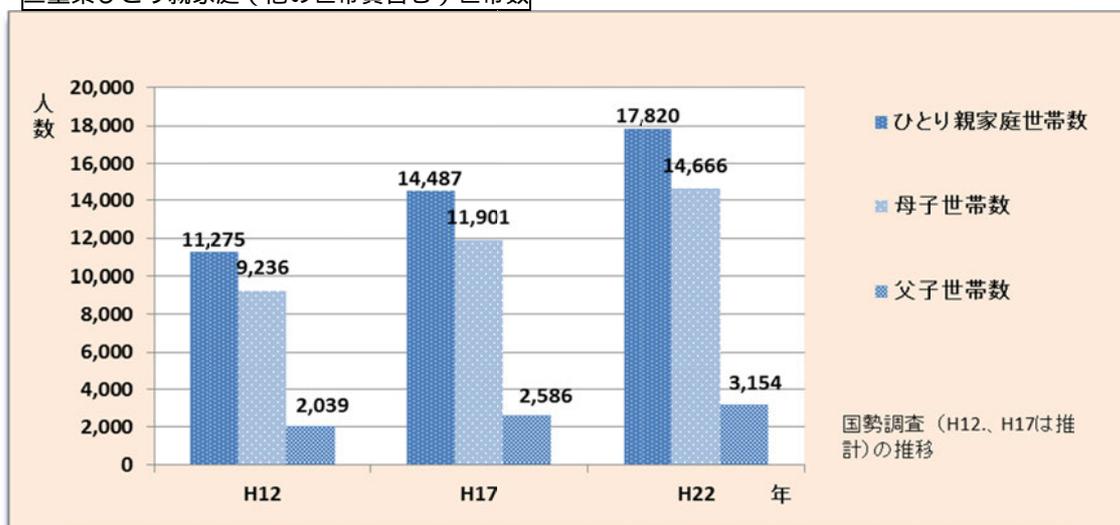
2 三重県のひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親家庭等の世帯数

三重県のひとり親家庭(他の世帯員含む)世帯数は、母子世帯(他の世帯員含む)及び父子世帯(他の世帯員含む)ともに増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%、父子世帯は54.7%の増加となっています。

また、平成22年国勢調査によると、20歳未満の世帯員がいる世帯は185,575世帯となっており、平成22年の母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%、ひとり親世帯全体では9.6%の割合となっています。

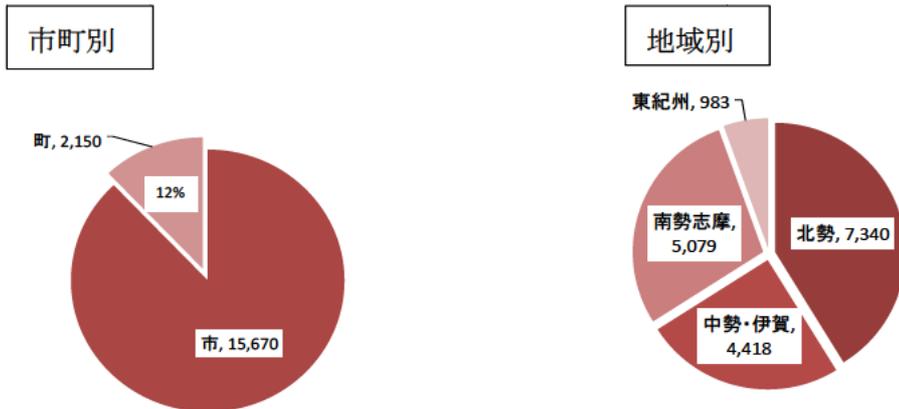
三重県ひとり親家庭(他の世帯員含む)世帯数



(2) ひとり親世帯別世帯数

三重県のひとり親家庭世帯数は、市が15,670世帯、町が2,150世帯で、市は全体の88%を占めています。また、地域別では、北勢が7,340世帯、南勢志摩が5,079世帯、中勢・伊賀が4,418世帯、東紀州が983世帯となっています。

なお、地域ごとのひとり親世帯の割合は、北勢2.3%、中勢・伊賀2.5%、南勢志摩2.9%、東紀州2.8%でした。



平成22年国勢調査結果

北勢：四日市市、桑名市、鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

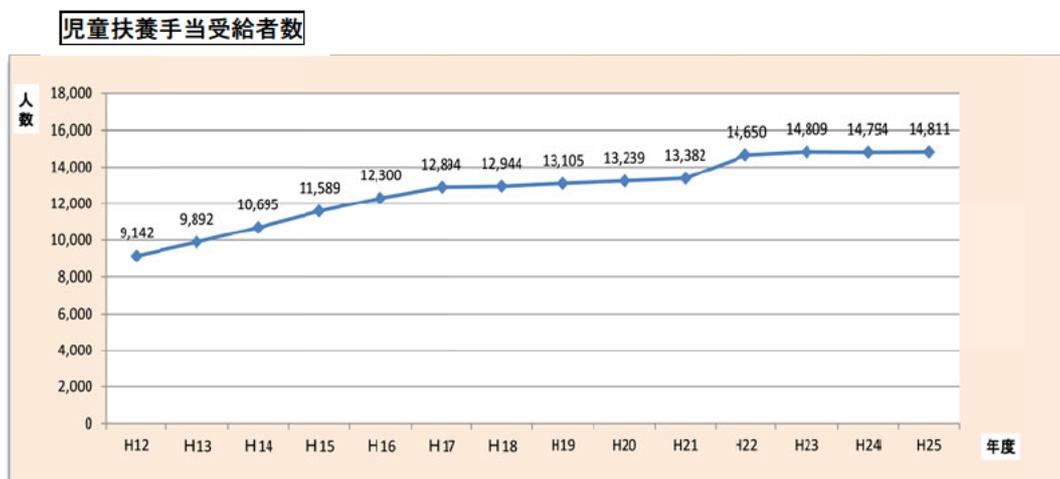
中勢・伊賀：津市、名張市、伊賀市

南勢志摩：伊勢市、松尾市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大台町、南伊勢町

東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(3) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成22年8月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、大幅に増加しています。平成25年度の受給者は14,811人で、平成12年度からの13年間で5,669人、62%の増加となっています。



3 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成22年度～平成26年度）」（以下「第二期計画」という。）では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知・相談機能の充実」の4つの施策を掲げて施策を推進してきました。計画期間中の主な取組状況とその実績は次のとおりです。

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。

高等職業訓練促進給付金については、平成25年度より、国の制度が基金事業から国補事業に変更され、給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、県及び市ともに減少傾向となっています。

高等職業訓練促進給付金対象件数等

単位：件数、千円

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数合計		152	207	173	124
県分（県福祉事務所）		19	26	22	13
市分（市町福祉事務所）		133	181	151	111
県分予算額		21,666	30,731	27,671	15,593

高等職業訓練促進給付金修業修了者

単位：人

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計		38 (35)	56 (55)	81 (74)	54 (44)
県分（県福祉事務所）		10 (9)	6 (6)	12 (12)	6 (6)
市分（市町福祉事務所）		28 (26)	50 (49)	69 (62)	48 (38)

() は修業修了者のうち常勤

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する技能習得講習会を開催しています。

就業相談、生活相談ともに増加しています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就業相談		118	10	58	65
生活相談		94	99	107	135
専門相談（弁護士相談）		4	8	2	16
技能習得講習会		44	71	31	26

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求人件数、求職件数ともに低い数字となっています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
新規求人件数		1	0	5	9
新規求職件数		37	11	11	11
成立		14	8	10	8

(2) 子育てと生活のための支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

県では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービスなどの援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しています。

単位：回、時間・千円

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
派遣延べ回数（回）		266	243	144	115
派遣時間数（時間）		897	1,085	795	678
予算額（千円）		1,913	1,705	1,449	990

② ひとり親家庭等情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い交流を深めるひとり親家庭等情報交換会の開催を支援しています。

地域が広がり、参加者も増加しています。

単位：人

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
参加者数		44	36	85	292
実施箇所数		1	1	4	8

(3) 経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（市町福祉事務所のない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

受給者は、平成22年に父子家庭への支給対象拡大などにより大幅に増加の後、横ばい傾向にあります。

単位：人

区分 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三重県受給者数 (A)	14,650	14,809	14,794	14,811
全国受給者数 (B)	1,055,181	1,070,211	1,083,317	1,075,336
(A) / (B)	1.39%	1.38%	1.37%	1.38%

② 母子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数は、平成23年度をピークとして減少していますが、1件あたりの貸付額は、平成22年度が約593千円、平成25年度が約651千円と増加しています。

単位：件数、千円

区分 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
貸付件数	589	617	563	513
総貸付額 (千円)	349,180	365,369	345,561	333,893
1件あたり貸付額 (千円)	593	592	614	651

(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、母子世帯で年間8千件～1万件となっています。父子世帯は全体の1%～2%と大変少ない状況です。

各福祉事務所相談件数		単位：件数			
		平成22	平成23	平成24	平成25
母子	生活一般(資格取得・職業訓練等)	3,024	2,153	2,713	2,479
	児童(養育、教育等)	708	559	926	741
	経済的支援(貸付金、手当等)	6,609	5,653	5,045	4,744
	その他	106	207	294	47
	計	10,447	8,572	8,978	8,011

		平成22	平成23	平成24	平成25
父子	生活一般(資格取得・職業訓練等)	27	32	65	70
	児童(養育、教育等)	40	54	99	89
	経済的支援(貸付金、手当等)	65	9	21	7
	その他	0	0	0	3
	計	132	95	185	169
合計		10,579	8,667	9,163	8,180

4 三重県ひとり親家庭等実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

平成26年7月1日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、母子寡婦福祉資金を貸付中の方300名、児童扶養手当受給中(県決定)の方400名及び母子寡婦福祉連合会会員から抽出した316名の計1,016名の方に「三重県ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、391人の方から回答を得ました。

(回答率 38.5%)

区分	配布数	回答数	回収率
母子家庭	865	320	36.9%
父子家庭	106	34	32.1%
寡婦	45	37	82.2%
計	1,016	391	38.5%

調査結果について、就労等状況、住まいの状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策の7項目ごとに全国の状況とも比較して、三重県の状況を分析しました。

調査結果・分析は別添のとおりです。

5 課題

期計画の策定に向け、第二期計画の支援施策の取組状況や平成26年7月に実施した「三重県ひとり親家庭等実態調査」結果からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題

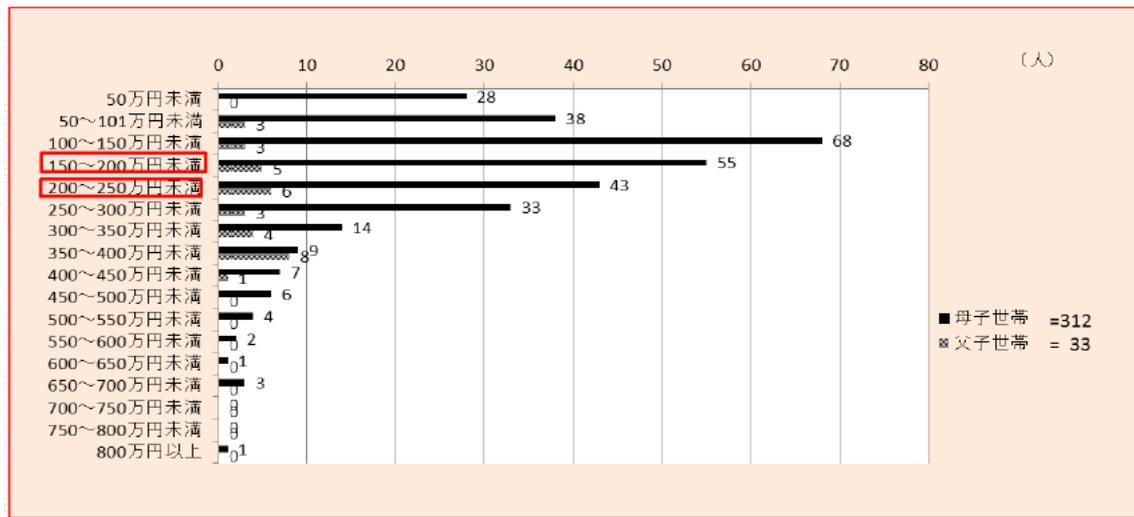
ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、特に、母子家庭の母は、約8割が就労しており、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約6割と高いにもかかわらず、就労収入は依然として少ない状況です。

また、母子・父子センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は増加傾向にありますが、近隣府県に比べると、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

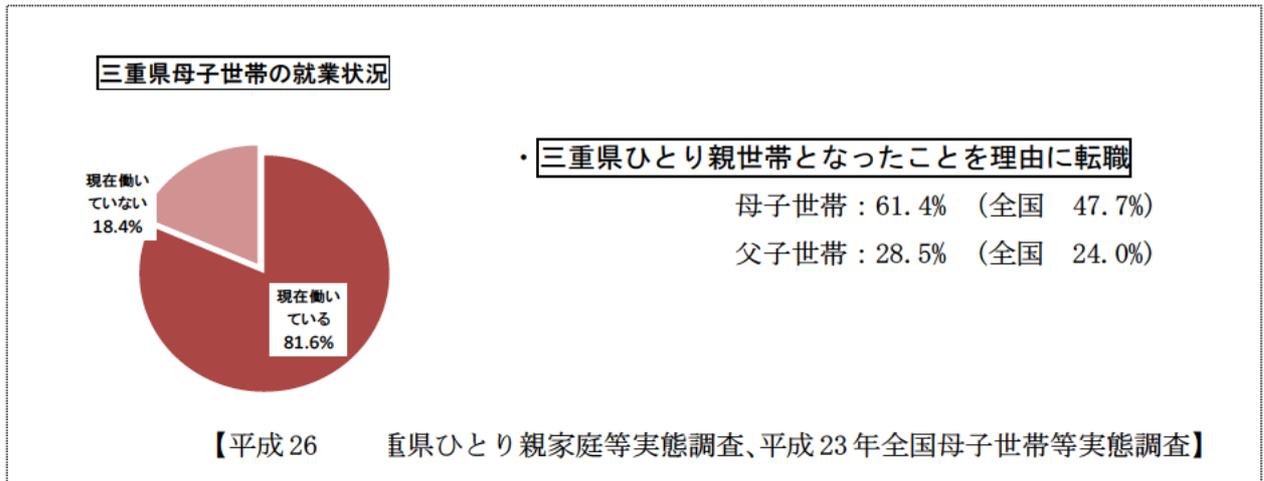
このため、母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した収入を得るための能力開発への支援を行ってきましたが、高等職業訓練促進給付金については、平成25年度より、制度改正によって、給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、利用者が減少傾向となっており、国への制度拡充の働きかけが必要です。

三重県ひとり親世帯の収入の状況



- 母子世帯の収入は「150～200万円未満」が全体の中央に位置する回答である「中央値」となり、平成23年全国母子世帯等実態調査（以下「全国調査」という。）の平均額181万円と同様の水準となっていますが、200万円未満が全体の6割となっています。また、父子世帯は、「0～250万円未満」が中央値となり、全国調査の平均額360万円より低い水準となっています。



(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

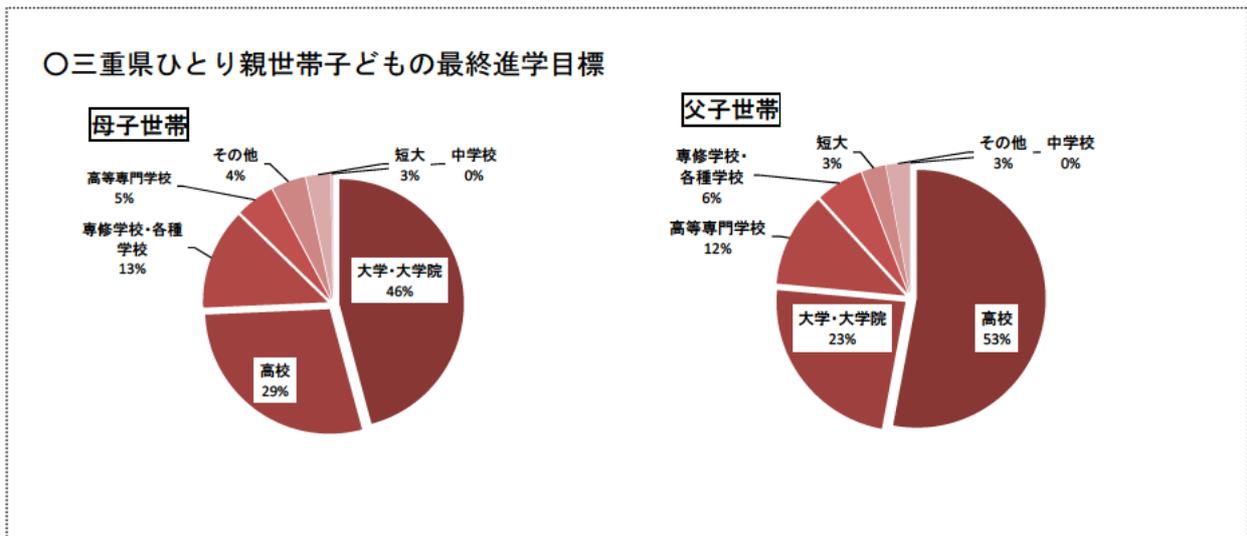
ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

また、子どもで一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。しかし、同事業は財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しており、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう支援の仕組みを整備する必要があります。

さらに、多く抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

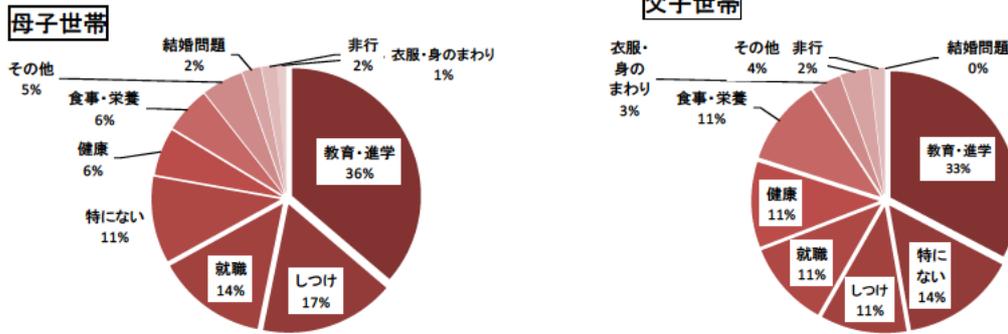
一方、子どもの悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望すると家庭が多いですが、進学することが叶わない場合もあり、一層の支援が求められます。

また、子ども可能性を引き出せるよう、ひとり親家庭等に対する学習支援の仕組みづくりが必要です。



- ・母子世帯は、「大」が、父子世帯は、「高校」が一番多くなっています。
- ・【子どもの最終進学目標】 母子世帯 大学・大学院 38.5%、父子世帯 高校 37.4%

○三重県子どもについてのみ



- ・子どもについて、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が1位となっています。全国調査結果においても「教育・進学」が1位となっています。上位には、「しつけ」、「就職」が入っています。また、「健康」「食事・栄養」の割合が、母子世帯と比べ高くなっています。

- ・【全国子どもについてのみ】 母子世帯 ①教育・進学 56.1% ②しつけ 15.6%
父子世帯 ①教育・進学 51.8% ②しつけ 16.5%

【平成 26 ひとり親家庭等実態調査、平成 23 年全国母子世帯等実態調査】

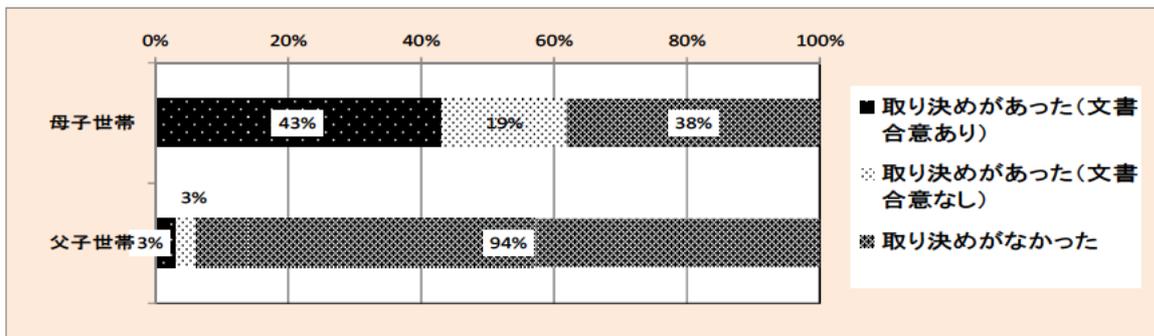
(3) 経済的な安定のための支援に関する課題

児童扶養手当、子寡婦福祉資金貸付金、医療費の一部助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

母子父子寡婦福祉資金は、平成 26 年 10 月から父子家庭に対しても対象が拡大されており、しっかりと制度の周知を図っていく必要があります。

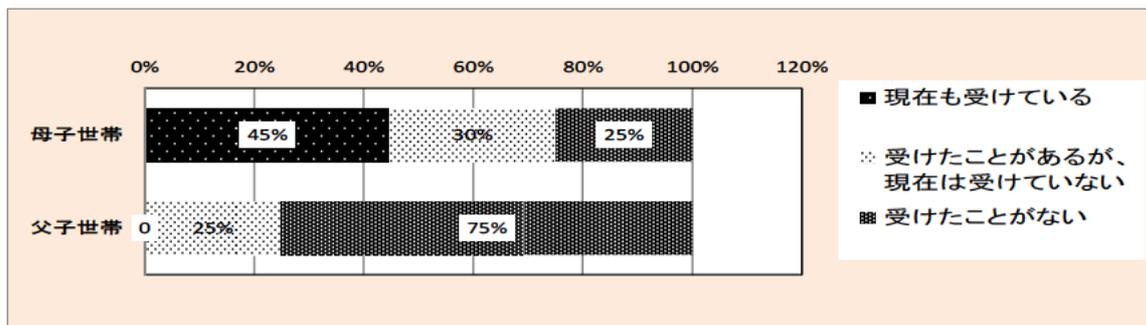
また、養育費めは、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

県養育費の取り決め率



- ・ 養育費の取り決め率 県世帯では、「文書合意なし」も含め、62.0%が取り決めをしています。全国調査結果では37.7%となっており、取り決め率は大幅に高くなっています。

○三重県養育費の受給状況



- ・ 現在受給している割合が 母子世帯で45.0%と全国調査結果の19.7%より高くなりました。

【平成26年 県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

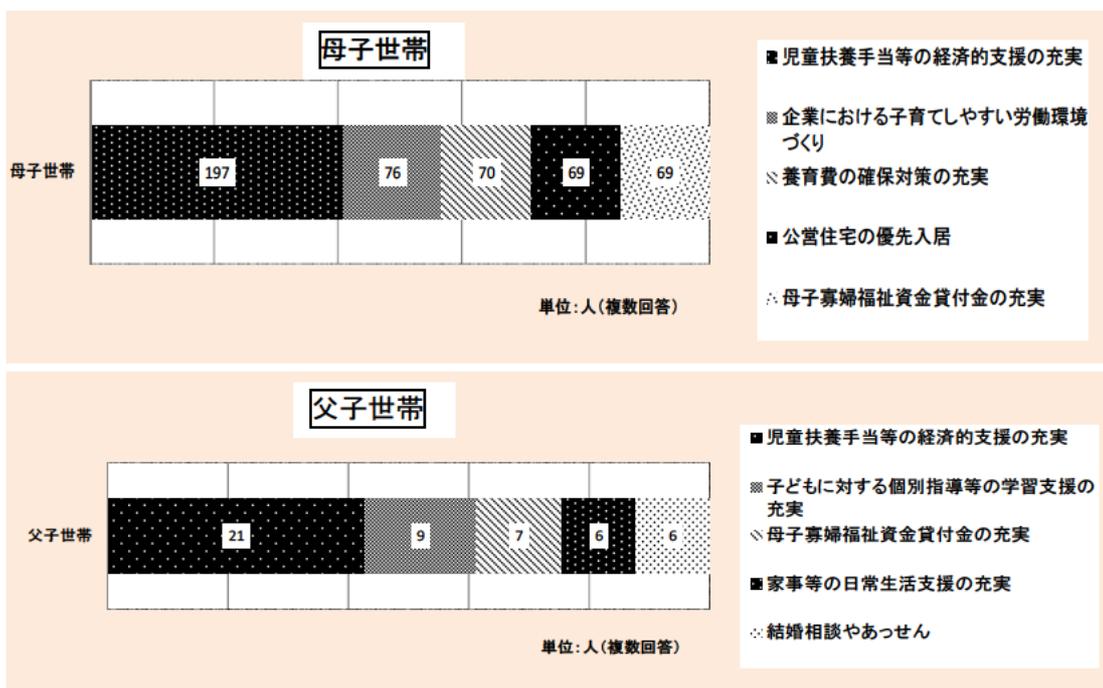
(4) 各種支援 度の周知・相談機能の充実に関する課題

福祉事務所や母子 父子福祉センターなどでの相談機能が充実するよう、相談員への研修機 研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、各種 がひとり親家庭に認知されていない実態があることから、平成26年10月から新たに貸付金対象となった父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して 愛制度の周知を図っていくことなどが重要です。

さらに、民 児童委員やNPO団体などの関係団体等との連携も必要です。

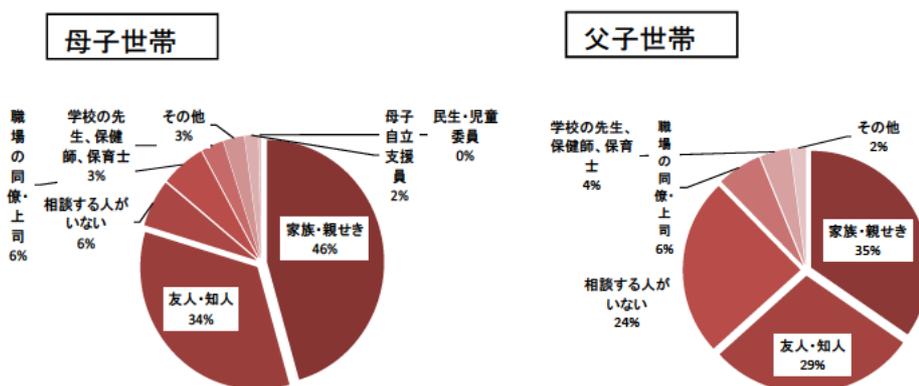
○三重県ひとり親家庭の充実が望まれる施策



・母子世帯、父子世帯ともに、児童扶養手当等の経済的支援の拡充が一番多くなりました。母子世帯では、企業における子育てしやすい労働環境づくりが2番目、養育費の確保対策の充実が3番目となりました。父子世帯では、子どもに対する個別指導等の学習支援が2番目、3番目は、平成26年10月から拡大された母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実でした。

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○相談相手

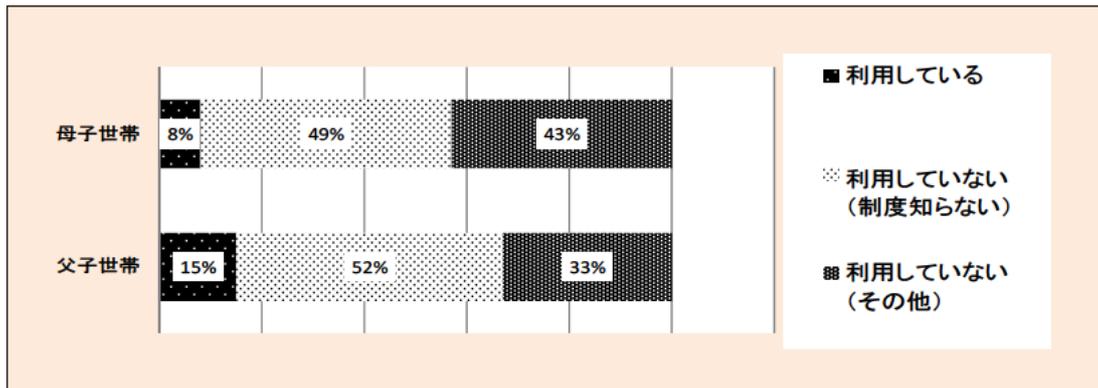


・母子世帯、父子世帯ともに、「家族・親せき」、「友人・知人」が上位に入りました。父子世帯では、「相談相手なし」とした割合が24%と母子世帯に比べ、高くなっています。

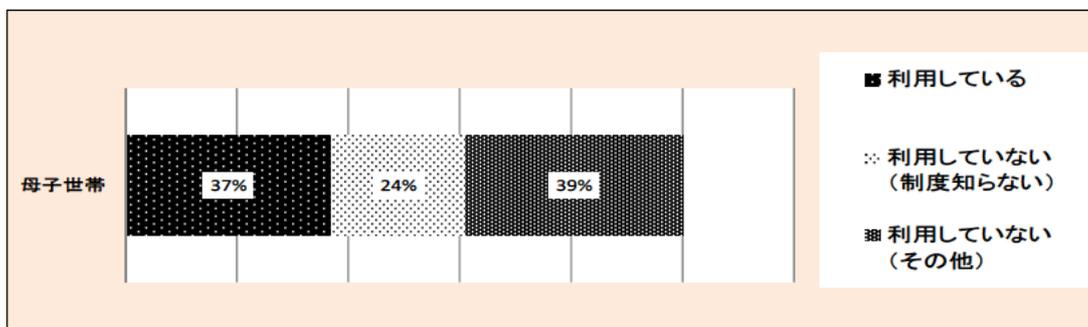
【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○三重県の支援施策の利用状況

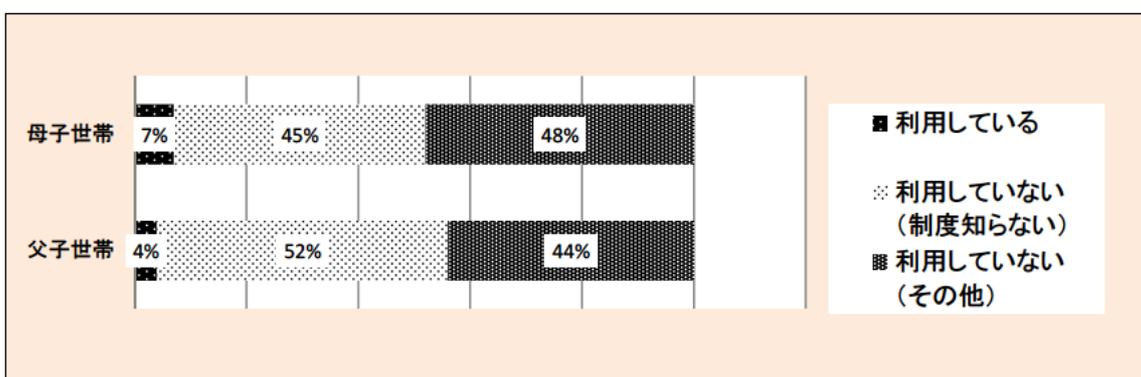
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況



母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況



三重県母子・父子福祉センターの利用状況



- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業及び母子・父子福祉センターの利用状況は、母子世帯で10%もなく、低くなっています。

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

6 基本理念と6つの取組の柱

(1) 計画の基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

『すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

(2) 6つの取組の柱及び取組目標

第二期計画では、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知と相談機能の充実」の4つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、三重県の母子世帯では、8割を超える母が就業者となっていながら、就労収入200万円未満の方が約6割となっている等、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学が叶わないこともあります。さらに、貧困の世代間連鎖の解消につなげることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。法律に基づいて、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、「相談相手がいない」などの父子家庭も多く、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、第二期計画の4つの支援施策について、引き続き充実を図っていくとともに、新たな社会情勢の変化もふまえ、第三期計画においては、「子どもへの学習支援」「父子家庭に対する支援の充実」を新たに取組の柱に加え、6つの取組の柱を基本として取組を進めます。

6つの取組の柱すべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

ア 就業相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

・県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連

携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行う等、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。

(企業への働きかけ)

- ・企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「格差の改善」を図ります。

また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等と連携して、ジョブカードの普及啓発を図ります。

- ・ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」「トライアル雇用奨励金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）と連携して進めていきます。

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。

(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

- ・各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

イ 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。

(就業支援講習会)

- ・母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。

目標項目(案)

ひとり親家庭等に対する就業相談や職業紹介の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心

して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。

(ひとり親家庭等日常生活支援事業)

- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。

(保育所・放課後児童クラブ優先入所)

- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、市町の保育所や放課後児童クラブの優先入所を支援します。

(乳幼児訪問)

- ・市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(公営住宅の優先入居)

- ・ひとり親家庭が公営住宅に入居する際、当選倍率の優遇を行う制度を実施するとともに、市町への制度実施を働きかけます。

(母子生活支援施設)

- ・経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

目標項目(案)

ひとり親家庭等に対する日常生活支援等の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況におかれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いといわれています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事

業とも調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。

・放課後子ども教室において、子どもたちに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。

目標項目(案)

ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付けなどの実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

・生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(母子父子寡婦福祉資金の貸付け)

・母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(一人親家庭医療費助成)

・ひとり親家庭の医療費の自己負担額の一部を助成する市町を支援します。

(放課後児童クラブ利用料助成)

・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町の支援を検討します。

(養育費の確保)

・養育費の履行確保等に対応するため、母子・父子福祉センターでの弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

目標項目(案)

ひとり親家庭等の経済的な安定のための支援の充実が確認できる指標を検討しています。

相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- ・三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口の設置の整備に努めます。

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・福祉事務所の母子・父子自立支援員が、就労、生活などの支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。
また、生活困窮者自立支援法に基づく福祉事務所に設置される窓口とも連携を図ります。

(情報提供の充実)

- ・三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、ラジオ等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。
- ・母子・父子福祉センターや福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

(関係団体との連携)

- ・民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。

目標項目(案)

ひとり親家庭等に対する相談機能の充実や各種支援制度の周知の状況が確認できる指標を検討しています。

父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性を踏まえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口の設置の整備に努めます。

(父子家庭に対する情報提供の強化)

- ・平成 26 年 10 月の母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が拡充されたことを踏まえ、父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

(情報交換会への父子家庭の参加)

- ・孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭等情報交換会」の実施について、多くの父子家庭が参加できよう、関係団体と連携して取り組みます。

目標項目(案)

父子家庭に対する支援の充実が確認できる指標を検討しています。

7 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画 実効 評価 改善 (PDCA)」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、効果的に取組を推進します。

進捗管理については、実績報告等によって数値目標等の達成状況を把握・評価するとともに、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮り、計画の進捗状況について意見をいただき関係団体や市町などに周知します。

また、計画策定後は、5年を目途に計画全体についての評価と必要な見直しを行い、次期計画策定につなげます。